

令和2年4月21日

厚木市議会議長 寺岡まゆみ様

ご検討下さいますようお願い申し上げます。

厚木市議会議員行動指針(案)/市職員への連絡等  
申出書/新型コロナウイルス対策(3)

この指針の目的は、厚木市議会の役割堅持である。議会は、市の意思決定機関である。民主主義を弱体化させてはならない。

しかしながら、新型コロナウイルスの終息宣言が出されるまでの間、市職員への配慮も必要である。そのため、次の行動指針を定める。

(市職員への接触等)

第1 厚木市議会議員(以下「議員」という。)は、新型コロナウイルスへの対応に奔走している一部の部署職員への配慮を行うものとする。

1. 議員は、市職員との打合せや市民からの声を伝えるに際し、現実性やタイミング等を考慮する。

(議会事務局への連絡)

第2 議員は、職員の立場に立って、仕事と私生活との境界線を認識する。

1. LINE WORKS や電話等を通じた議会事務局への問い合わせは、原則として祝祭日には行わない。

厚木市議会議員  
高田 浩